

2011年5月2日

内閣総理大臣 菅 直人 様  
文部科学大臣 高木 義明 様  
厚生労働大臣 細川 律夫 様  
原子力安全委員会委員長 班目 春樹 様

「子どもに“年 20 ミリシーベルト”を強要する日本政府の非人道的な決定に抗議し、撤回を要求する緊急声明と要請」の提出について

ご承知の通り、4月19日、文部科学省は、学校等の校舎・校庭等の利用判断における放射線量の暫定的目安として、年 20 ミリシーベルトという基準を、福島県教育委員会や関係機関に通知しました。政府は、これは屋外で 3.8 マイクロシーベルト／時に相当するとしています。

**3.8 マイクロシーベルト／時は、労働基準法で 18 歳未満の作業を禁止している「放射線管理区域」(0.6 マイクロシーベルト／時以上) の約 6 倍に相当する線量**です。また、年 20 ミリシーベルトは、**ドイツの原発労働者に適用される最大線量に相当**するものです。

私たち、本件に憂慮する私たち市民団体は、議員や多くの国民の皆様「子どもに“年 20 ミリシーベルト”を強要する日本政府の非人道的な決定に抗議し、撤回を要求する緊急声明と要請」を呼びかけました。9日間で、国内外から、**1,074 団体および 53,193 人の連名を頂きました**。この中には 18 名の国会議員のお名前も含まれています。ここに、提出をさせていただきます。

「子どもを守れ」という多くの国民の声に真摯に耳を傾けるとともに、誠意あるご回答をお願いいたします。

**2項目の要請内容については、その可否につき、理由とともにお示しいただければ幸いです。**

グリーン・アクション、グリーンピース・ジャパン、原子力資料情報室、  
福島老朽原発を考える会（フクロウの会）、  
美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）、国際環境 NGO FoE Japan

(連絡先)  
国際環境 NGO FoE Japan  
〒171-0014 東京都豊島区池袋 3-30-8  
みらい館大明 1F  
Tel: 03-6907-7217 Fax: 03-6907-7219